

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱

制定：平成 27 年 8 月 31 日付け林業第 968 号
改正：平成 28 年 5 月 2 日付け林業第 222 号
改正：平成 30 年 4 月 16 日付け林業第 660 号
改正：平成 31 年 4 月 23 日付け林業第 204 号
改正：令和 2 年 5 月 19 日付け林業第 314 号
改正：令和 3 年 3 月 29 日付け林業第 2129 号
改正：令和 4 年 7 月 6 日付け林業第 639 号
改正：令和 5 年 9 月 4 日付け林業第 1253 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、県産木材の利用拡大を図るため、県産木材を利用した民間住宅等の木造化・木質化の推進に向けた取組、公共的施設の木造化、木製品等の導入及び県産木材の多角的利用を図る取組等を行おうとする市町、一般社団法人佐賀県木材協会、佐賀県産木材地産地消の応援団（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費並びに別表に掲げる事業主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の補助事業者及び間接補助事業者は、県産木材を加工・消費する者、又は県産木材を加工・消費する者により組織された団体等であって、県内に居住又は居住する見込みの者及び県内に主たる事業所を有するものとする。

2 前項の補助事業者及び間接補助事業者は自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第 1 項の補助事業者及び間接補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び交付率)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第4条 別表の区分の欄に掲げる補助金については、それぞれ相互に流用してはならない。

(補助金の交付申請及び交付決定までの標準的な期間)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 別表の区分の欄に掲げる補助金については、それぞれ相互に流用をしてはならない。

(3) 補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

(4) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

(5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該取得財産等の処分制限期間中、帳簿等に加え、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を整備保管しなければならない。

(8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付

の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。

(9) 規則第 22 条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(10) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、同項(1)から(9)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、同項(3)から(9)及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第 8 条第 2 項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ウ 間接補助事業者が、第 2 条の規定に該当することが判明したときは、前項イの規定を準用することがあること。

エ 第 11 条の規定に準じた財産処分の制限を付すること。

(11) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(12) 補助事業者は、間接補助事業者が同項(10)により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

2 前項(3)の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

(交付決定の取り消し等)

第 7 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

2 知事は、補助事業者が第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前 2 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から報告を求められた場合は、速やかに事業遂行状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第 3 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

2 規則第 12 条第 1 項後段に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

3 第 5 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにな

った場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第10条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 6 第2項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

なお、概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとし、支出に当たっては、補助事業の進捗度合、補助事業者等の当該補助事業に要する経費の支出状況等を確認するものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第6号及び第7号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第11条 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

（書類の経由）

第12条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

ただし、県全域を事業実施地区とする場合、もしくは第5条第1項に定める補助金額交付申請書、第6条第2項に定める変更承認申請書及び第10条第2項に定める補助金交付請求書のうち精算払によるものについては、所轄農林事務所を経由しないものとする。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。